昭和53年6月16日
第769号

広報 うえだ

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田㉒4100
印刷 田辺印刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

（原峠保養園）

すばらしい環境でのびのびと……

原峠保養園は、昭和18年結核療養所として開設、同24年児童福祉法により虚弱児施設として再発足しました。同園は、小牧山の中腹にあり、周囲には、人家が一軒もなく山林に囲まれた自然環境のすばらしいところです。

現在、2歳から18歳までの45名が、朝、野鳥の声で目をさまし1日の行動を始めます。勉強のかたわら、農作業の手伝い、ヤギ、クジャク、ニワトリなどの動物の世話をするとともに、年上の者が小さな子供たちのめんどうを見るなど、協調性や自主性をやしないながらのびのびと生活をおくっています。

（原峠保養園長）

主な内容

小中学校の規模適正化計画案
市教育委員会が審議会へ諮問 ……2ページ
下水道使用料金三年間で段階的に改訂（案）6月市議会へ提案…2・3ページ
アメシロが発生しています。みんなで徹底防除しよう……3ページ
24日流水・スライダープールオープン（24日・25日・26日無料開放）…4ページ
農業委員の選挙 7月14日投票……5ページ
市財政状況の公表昭和52年度下半期……6・7ページ
トラブルを防ぐためサラリーローンを考える……8ページ
1億円の寄付者山浦国嗣さんの胸像完成……9ページ
さあ!!海でおもいきり泳ごう（7月、8月上田市海の家開設）…… 10ページ
国民健康保険の被保険者証が新しくなります……11ページ
「職業安定所」を名のる求人広告勧誘には注意しよう……12ページ

市民と市長の日

「市民と市長の日」を7月1日㈯午前9時から同12時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

農地問題相談日

農地の問題で悩んでいる皆さん、7月1日㈯午前8時30分から同12時まで市役所2階農業委員会事務局で「農地問題相談」を行います。お気軽におでかけください。

小中学校の規模適正化計画案

市教育委員会が審議会へ諮問

小学校三校新設 中学校二校移転など

十三校の通学区域を変更

市教育委員会では、市内小中学校の児童、生徒数の過密、過疎をなくし、学校規模の適正化を図りよりよい学校教育環境による教育効果の向上を図るため、通学区域の変更をはじめ、学校の統廃合、新設、移転などの計画案をたてました。

この計画案を三月市議会で制定された条例による、「上田市立小・中学校通学区域審議会」に諮問し年内に答申を受け、来年度実施できるものから実施して行く予定です。

この計画案の基本的な考え方は①教育効果が最適となる十二～十八学級の学校規模を標準とする。②通学路は児童の安全を重点におき、原則として四km以内は徒歩通学。四km以上は、小学校はバス、電車、中学校は自転車、バス、電車を考慮する。③地域住民の声をできるだけ反映させながら地域の発展性も考慮する。④新設学校については、学習環境にふさわしい場所へ二万六千五百平方㍍から三万三千平方㍍の敷地を獲得する方針とする。⑤統廃合により生じた跡地は、他の公共施設などへの転用を考えるなどとしました。

この基本的な考え方を基に各小中学校の通学区域の変更、統廃合や新設などを次のように計画(案)しました。(太字は新設、移転新設)

▼城下小学校＝通学区域を変更し小牧、諏訪形、須川、中村、三好町、御所、朝日が丘とします。

▼川辺小学校＝通学区域を変更し上田原、川辺町四～六区、倉升、神畑、築地、福田、吉田、東築地を買収して建設します。

▼中塩田小学校＝通学区域を変更し、上本郷、下本郷、五加、東五加、中野、上小島、保野、舞田、学海、下小島とします。

▼西塩田小学校、別所小学校＝統合のため廃校します。

▼**西塩田、別所地区統合新設小学校**＝通学区域を八木沢、十人、東前山、西前山、手塚、新町、山田野倉、上手、院内、大湯、分去とし、西塩田地区、別所地区、八木沢地区の通学距離などを考慮した場所に建設します。

▼**第一中学校**＝通学区域を変更し東小学校・神川小学校の通学区域とし、通学距離などを考慮して神川寄りに移転新設します。

▼第二中学校＝通学区域の変更をし、清明小学校・塩尻小学校・西小学校の一部(新町、西脇、諏訪部、生塚)の通学区域とします。

▼第三中学校＝通学区域の変更をし、現在の北小学校通学区域と第一中学校の通学区域だった北小学校(上川原柳町、愛宕町、鍛治町染屋の一部)・西小学校(一部を除く)の通学区域とします。

▼第四中学校＝通学区域の変更をし、通学区域を変更した城下小学校・城南地区新設小学校の通学区域とします。

▼**川西中学校**＝通学区域の変更をし、通学区域を変更した川辺小学校・川西地区統合新設小学校の通学区域とし、川西地区、川辺地区の立地条件や環境を考慮して現小泉小学校跡地へ建設します。

▼城南地区新設小学校＝通学区域を中之条、千曲町、川辺町一～三区、半過、下之条とし、城南地区へ建設します。

▼浦里小学校、室賀小学校、小泉小学校＝統合のため廃校します。

▼**川西地区統合新設小学校**＝通学区域を仁古田、岡、浦野、越戸、藤ノ木、下室賀、上室賀、小泉とし、現川西中学校の跡地へ隣接地とします。

利用者の負担を考慮し 下水道使用料金 三年間で段階的に改訂(案)

六月市議会へ提案

市は「上田市下水道使用料金審議会」から答申を受けた、下水道使用料金の改訂を六月定例市議会に提案し、可決されれば七月一日から実施しますが、利用者の皆さんの負担を考慮して、五十五年まで三年をかけ、段階的に改訂して行きます。

現在の料金は、四十七年に制定してから六年間据え置いてきましたが、人件費、物価の上昇とともに、施設の拡張による維持管理費が増大したなどから、下水道事業の健全化を図るため、使用料金の改訂を審議会に諮問、審議会の委員の皆さんに慎重な審議をいただき、基本料金を今まで二本立てであったのを一本化するなどの改訂を行いました。

基本料金8㎥まで 53年度は280円に改訂

基本料金は、今まで一か月五立方㍍まで二十五円、十立方㍍まで二百五十円の二本だてだったのを、八立方㍍までの一本立てとし五十三年七月一日から五十四年六月三十日まで三十五円(現行二十五円)、五十四年七月一日から五十五年六月三十日まで四十五円と利用者の皆さんに大きな負担がかからないように三年をかけて改訂することにつき、五十三年七月一日から五十四年六月三十日まで三十五円(現行二十五円)、五十四年七月一日から五十五年六月三十日まで四十五円と利用者の皆さんに大きな負担がかからないように三年をかけて改訂す

下水道を使用できる 皆さんは早目に 水洗化しよう

八%の普及率となっていますが、まだ利用していない皆さんが一千五十七戸あります。

下水道使用料金改訂表

（53年7月1日～55年7月1日までの改訂料金）

使用料種別	料金（1か月）					
	基本料金			超過料金		
	水量	料金		水量	1㎥につき（53年7月1日～54年6月30日）	1㎥につき（54年7月1日～55年6月30日）	1㎥につき（55年7月1日から）
一般用	8㎥まで	53年7月1日から54年6月30日まで	280円	8㎥を超え30㎥までの部分	35円	40円	40円
		54年7月1日から	320円	30㎥を超える部分	35円	40円	45円
公衆浴場用	1㎥につき5円						

方㍍まで百二十五円、十立方㍍まで二百五十円の二本だてだったのを、八立方㍍までの一本立てとし五十三年七月一日から五十四年六月三十日まで二百八十円、五十四年七月一日から三百二十円と段階的に改訂して行きます。

超過料金は、三十立方㍍まで一立方㍍につき、五十三年七月一日から五十四年六月三十日まで三十五円（現行二十五円）、五十四年七月から四十円に、三十立方㍍を超える場合は、一立方㍍につき五十三年七月一日から五十四年六月三十日まで三十五円（現行二十円）五十四年七月一日から四十円、五十五年七月一日から四十五円と利用者の皆さんに大きな負担がかからないように三年をかけて改訂することにしました。

公衆浴場用の使用料については公衆浴場の経営状況などを配慮して現行使用料で据え置くことにしました。

アメシロが発生しています

みんなで徹底防除しよう

写真は、産卵するガ（右上）ふ化したばかりの幼虫（中）、と卵（左）。ガは純白で体長は2㎝ぐらいです。

いよいよアメリカシロヒトリ第一化期の発生が始まりました。

気候の変動などから前年に比べると、幼虫の発生はやや遅れていますが、「ガ」の発生状況から、例年より発生量は多発型となりそうです。

「ガ」を捕殺しよう 一匹で二千匹の幼虫退治

現在、冬を越したアメリカシロヒトリのサナギが「ガ」となって飛び始めています。この「ガ」は一匹で八百から二千粒とたくさんの卵を生みます。

「ガ」は、夜になると外燈や明るい家の窓などに集る性質を持っていますので、夜、家の周囲などを見回り、捕殺しましょう。捕殺することにより、八百から二千匹の幼虫を退治したことになります。

「ガ」は、写真㊤のとおりですが全身まっ白で、頭部がいくらか赤黒い色をおびています。体長は二センチメートルぐらいで、羽を広げると三センチメートルぐらいになる比較的小型の「ガ」です。

自分の樹木は早目に徹底防除

一化期の幼虫は、木の下枝に巣をつくりますので、各自治会で定めた一斉撲滅デーを重点に、早目に自分の所有樹木を点検して、徹底的に「アメシロ」を捕殺、焼殺しましょう。

下水道を使用できる皆さんは早目に水洗化しよう

下水道使用可能の自治会は三十一自治会で、戸数四千三十七戸となっています（53年4月30日現在）

このうち下水道を利用している皆さんは二千九百八十戸、七三・八%の普及率となっていますが、まだ利用していない皆さんが一千五十七戸あります。

健康で快適な生活を送るために欠くことのできない、下水道を一日も早く使いましょう。

下水道事業は、皆さんが納める使用料金によって行うのが正しい姿なのです。

みんなで楽しく水しぶきをあげよう

24日流水・スライダープールオープン

水が入り、開園を待つばかりのプールゾーン(写真左手前が幼児用プール、その上が流水プール。右側は2階からプールへおりるロー力)

市民みんなのスポーツ、レクリエーションの総合施設として、五十六年完成を目指している「上田市自然運動公園」の第一期工事プールゾーンが完成、六月二十四日(土)午前十時に開園、水しぶきをあげることになりました。

完成した一周約二百四十㍍、幅八メートルの流水プール、高さ、六㍍、滑り台の長さ二十七㍍のスライダープール、児童用の徒渉プール、幼児用の円型プールに水を入れるとともに、管理棟内の男女ロッカー室に合計一千二百個のロッカーを設置し、市民の皆さんの入場をまつばかりとなりました。

27日からは有料
大人二百円
中学生以下百円

開園する六月二十四日(土)は、午前十時から開園式を行い、午後一時から一般開放しますが、多くの市民の皆さんに見学していただくため、二十四日午後一時から、二十五日(日)、二十六日(月)の三日間は無料開放しますので皆さん大勢おでかけください。

プールゾーン完成を祝って

上田市長　石井泉

緑深き自然環境に親しみながら、心身の健康を増進し、自然科学に対する興味を養うなど明るく健康な町づくりの一つとして、塩田下之郷地籍にスポーツリクリエーションの総合施設、「上田市自然運動公園」の建設を昨年度から進めてまいりましたが、ここに「やまびこ国体」と合わせて第一期工事のプールゾーンが開園できますことは、意義深いものがあり皆さんとともに喜びにたえないところであります。

新緑につつまれた林から小鳥のさえずりが聞えるプールゾーンは、水と空と緑とが調和しさわやかに映えております。

この環境にめぐまれたプールは、今までの競泳プールとひときわ違い、水の流れている約二百四十メートルの流水プール、二十七メートルのスベリ台のついたスライダープール、そして楽しい水遊びができる児童用、幼児用プールと変化にとんでおります。夏の太陽をいっぱいに受け、すばらしい自然に浸りながら思う存分泳ぎ、体力の増進と心のやすらぎの場として大いに活用してください。

この自然運動公園は、五十六年完成を目指して、五十メートルの競泳プール、運動広場、体育館そして三キロメートルにおよぶ家族ずれで散策できる遊歩道等の建設を進めておりますが、この公園建設にあたってご協力いただいております関係各位に心から感謝申し上げますとともに、全園完成の日を一日も早く迎え皆様のご期待に添いたいと思います。

二十七日(火)からは、有料となりますので、管理棟北側の入場券発売所で大人二百円、中学生以下百円の入場券をお買求めのうえ入場してください。

開園は
午前九時三十分からと
午後一時からの交替制

開園時間は、午前九時三十分から同十二時三十分までの午前の部と、午後一時から同四時までの午後の部の交替制です。

駐車場は600台が限度
電車を利用
してください

自動車で来園される皆さんのために管理棟前、ひょうたん池北側プールゾーン東側に合計六百台分の駐車場を整備しましたが、土・日曜日、祭日、夏休みなどはかなりの混雑が予想されますので、上田交通別所線のご利用をお勧めします。

同電車で上田駅から大学前駅まで約十五分、同駅下車、上田女子短期大学、長野大学の前を通ってプールまで約十分、準備体操を兼ねて歩くにはほどよい距離です。

ロッカーに「カギ」は
ありません
貴重品は自分で管理

更衣室には、男女それぞれ六百個のロッカーがありますが、カギのかかるロッカーは、百円コインロッカー七十六個、貴重品用五十円コインロッカー二十四個の計百

▽水中メガネなど潜水用具は使えません。

▽タオル、てぬぐいなど水泳に直ずなどは決められた所へすてましょう。

▽立入禁止の場所には絶対に入ら

選挙区と定数は、左表のとおりです。

〈投票できる人(選挙権)〉

すので、買収・饗応(きょうおう)・戸別訪問などの違反があれば罰則が適用されることがあります。

のかかるロッカーは、百円コインロッカー七十六個、貴重品用五十円コインロッカー二十四個の計百個づつしかありませんので、入場者が多い場合、貴重品の保管は無理と思われます。貴重品は、一人ひとりが責任を持って管理してください。管理事務所では、原則として貴重品は預かりません。

ルールを守りみんなで楽しく泳ごう

このプールゾーンは、市民一人ひとりのものです。みんなが楽しく遊べるよう次のことを守り市民みんなで大切にしましょう。

▽家族ずれで来場された時は、一家族一ロッカーで利用しましょう。

▽小学生以下の皆さんは大人と一緒でないと入場できません。

▽中学生の皆さんは、入場券をお求めのとき身分証明書を見せていただきます。

▽プールに入る前に、必ず準備体操をし、消毒そうに入りシャワーを浴びましょう。

▽わるふざけをしたり、プールに飛び込むなど他人に迷惑のかかることはやめましょう。

▽プールサイドに「クツ」「サンダル」などは置かないようにしましょう。

▽水中メガネなど潜水用具は使えません。

▽タオル、てぬぐいなど水泳に直接関係のないものをプールに入れないようにしましょう。

▽タバコの吹いがら、ゴミ、紙くずなどは決められた所へすてましょう。

▽立入禁止の場所には絶対に入らないでください。

▽場内では係員の指示にしたがってください。

七月十四日投票
農業委員の選挙
七月四日告示

上田市農業委員会委員の一般選挙を七月四日(火)に告示し、同十四日(金)に投票を行います。

この選挙は、公職選挙法の一部を用いて行いますので、選挙違反などにも適用されます。「明るく正しい選挙」を行いましょう。

投票所は、入場券に印刷してありますので、よくご覧いただき間違いのないようご注意ください。

選挙区と定数は、左表のとおりです。

〈投票できる人(選挙権)〉

今年一月一日現在で作成した、「農業委員会委員選挙人名簿」にのっていて、七月十四日現在、上田市内に住んでいる人が投票できます。

この名簿にのっていない人は投票できません。(一月に申請書を出さなかった人)

〈立候補できる人(被選挙権)〉

投票できる人と同じく「農業委員会委員選挙人名簿」にのっている人でなければ立候補できないことが原則になっています。

〈選挙運動〉

公職選挙法の一部を用いていますので、買収・饗応(きょうおう)・戸別訪問などの違反があれば罰則が適用されることがあります。

〈立候補届説明会〉

六月二十四日(土)午前九時から市役所六階会議室で行いますので、立候補予定者は出席してください。会場の都合により、出席者は、一立候補予定者につき二名以内とします。内容は、立候補届などの手続き、選挙運動の方法などについてこまかく説明します。

〈立候補届〉

七月四日(火)、五日(水)の二日間で午前八時三十分から午後五時までです。立候補届の事前審査は、六月三十日まで選挙管理委員会で行います。

〈不在者投票〉

七月四日(火)から七月十三日(木)まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで市役所四階選挙管理委員会で行います。

不在者投票を行うときは、印鑑と入場券(届いているとき)をお持ちください。

各投票所には、候補者名の掲示はしませんので、投票する時は、候補者名をよく確認してからおでかけください。

〈お問合せ〉

上田市選挙管理委員会(☎㉒四一〇〇内線五七一有線②〇九〇一)

農業委員会委員選挙の選挙区および定数

選挙区の区分	選挙区の区域	選挙すべき委員の数
第1区	上田市二の丸、常磐城一丁目、常磐城二丁目、常磐城三丁目、常磐城四丁目、常磐城五丁目、常磐城六丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、大手一丁目、大手二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央東(住居表示実施前に大字住吉及び古里であった地区を除く。)、中央北一丁目、中央北二丁目、中央北三丁目、中央西一丁目、中央西二丁目、常田一丁目、常田二丁目、常田三丁目、材木町一丁目、材木町二丁目 住居表示実施前に大字古里であった区域を除く。)、常入一丁目(住居表示実施前に大字古里であった区域を除く。)、踏入一丁目、踏入二丁目(住居表示実施前に大字国分であった区域を除く。)及び国分一丁目(住居表示実施前に大字国分であった区域を除く。)並びに大字常入、上田(旧上田市)、常磐城、秋和、上塩尻及び下塩尻の区域	4人
第2区	上田市踏入二丁目(住居表示実施前に大字国分であった地域)及び国分一丁目(住居表示実施前に大字国分であった区域)並びに大字大屋、岩下、蒼久保、国分、芳田、林之郷、殿城及び漆戸の区域	6人
第3区	上田市中央東(住居表示実施前に大字住吉及び古里であった区域)、材木町二丁目(住居表示実施前に大字古里であった区域)及び常入一丁目(住居表示実施前に大字古里であった区域)並びに大字上野、古里、上田(旧神科村)及び住吉の区域	5人
第4区	上田市大字小牧、諏訪形、御所、中之条、上田原下之条、神畑、築地、小泉(字日向、和合、町小泉及び横山を除く。)、福田及び吉田の区域	5人
第5区	上田市大字十人、新町、前山、手塚、山田及び野倉の区域	3人
第6区	上田市大字本郷、五加、中野、小島、保野、舞田八木沢及び別所温泉の区域	5人
第7区	上田市大字富士山、古安曾及び下之郷の区域	4人
第8区	上田市大字浦野、岡、仁古田、越戸、上室賀、下室賀及び小泉(第4区の小泉に属する区域を除く。)の区域	5人

民 生 費

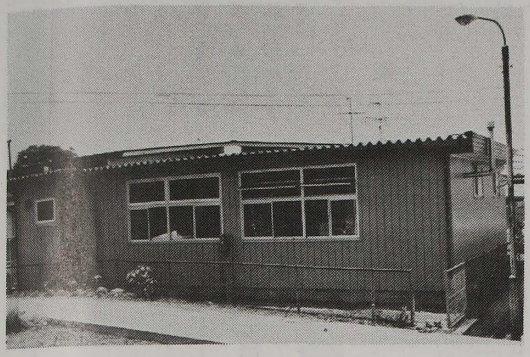

主な事業

神川第二・梅が丘保育園(写真)の増築、乳児保育補助金など保育環境の充実、老人、身障者への諸施策、中央解放会館建設などの同和対策事業など住民福祉の向上に力が注がれました。

市財政状況の公表

昭和52年度下半期

市民の皆さんに市の財政を理解していただくために、毎年上半期と下半期の二回、定期的に内容を公表しています。

五十二年度の下半期(五十二年十月一日から五十三年三月三十一日)の財政状況を会計別にグラフや表にあらわしてあります。

皆さんが納めた税金がどのように使われているか、ごらんになって、市政への理解を深めてください。

注＝表・グラフの数字は万円以下切りすて。

特別会計下半期収支状況

(昭和53年 3 月31日現在)

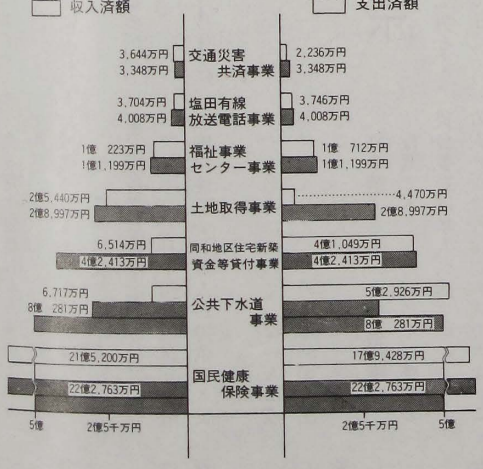

一般会計下半期収支状況

(昭和53年 3 月31日現在)

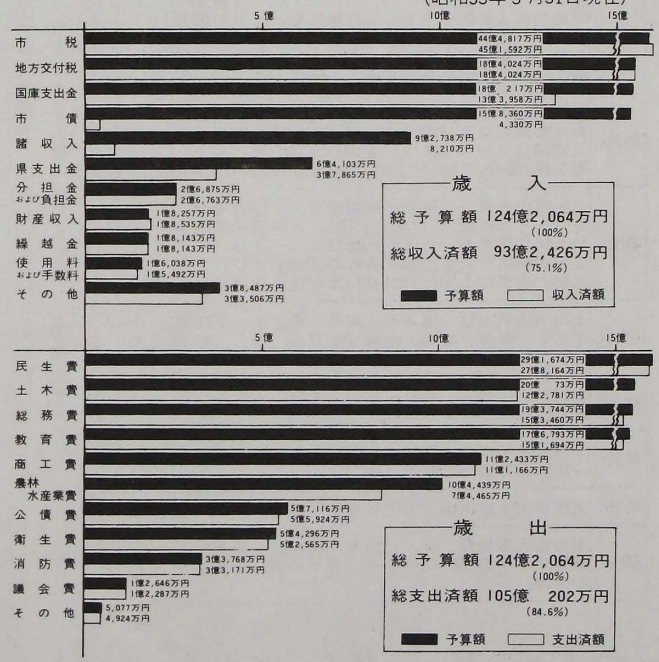

〔参 考〕

地方債現在高 (53年 3 月31日現在)

区 分	金 額 単位万円
一般会計現在高	341,655
特別会計現在高	171,096
企業会計現在高	240,452 (産院 4,926 / 水道 235,526)
計	753,205

債務負担行為 (昭和53年 3 月31日現在)

(単位万円)

区 分	議決額	実負担額
一般会計現在高	631,612	255,043
特別会計現在高	0	0
企業会計現在高	0	0
計	631,612	255,043

○議決額は議会で承認された限度額
○実負担額は実際に負担する額

一時借入金

(昭和53年 3 月31日現在)

160,000万円

内訳
- 一般会計 120,000万円
- 同和会計 20,000万円
- 下水道会計 20,000万円

白バラ

選挙の知識 ②

寄付の禁止

1 公職にある人は、国・県・市町村に寄付をすることはできません。
2 お中元、お歳暮、入学祝、結婚祝、出産祝、お祭りなどの寄付、せんべつなど、いままで慣行として行われていたものもできません。
3 行事に招かれたとき、その会費と認められる場合は良いが包金をおくことはいけないとされています。
4 結婚式などに招かれたとき、会費制の場合はその会費、それ以外のときは、だされた料理代などに見合う実費程度の金額は認められます。
5 候補者等は、選挙区内の他の選挙の候補者等に政治献金や選挙献金はできません。
6 候補者等の名入れのうちわやカレンダーを贈ることはできません。
7 正月など自宅に来た人に酒食を出すことはできません。
8 お年玉つき年賀状をだすことはよいが、選挙に関係する内容などを書いてはいけません。
9 町内会やその他の団体などで催物のプログラムなどを作成、そこへ名刺広告をだすとき、協賛金や賛助金に該当する場合は禁止されます。
10 色紙の贈呈は、差し出されたものにサインをすることはよいが、自分で色紙を買ってそれにサインをして贈ることはいけません。
11 寄付は、親族（6親等内）政党、その他の政治団体にする場合はよいとされていますが、全面的に認められているわけではありません。

三好町のチビッコプールの入口が変りました

三好町のチビッコプールは、東側に上田スイミングセンターができたため入口が今までの東側から下図のように西側に変わりました。利用される皆さんは、ご注意ください。

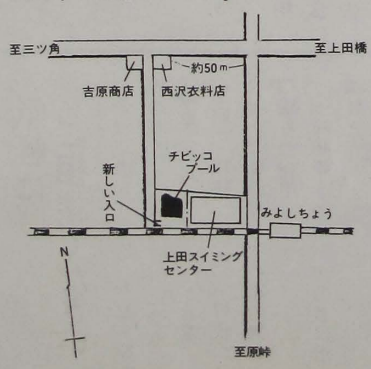

土木費　教育費

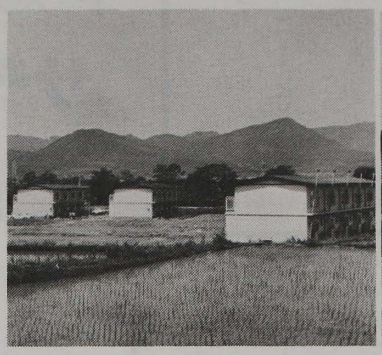

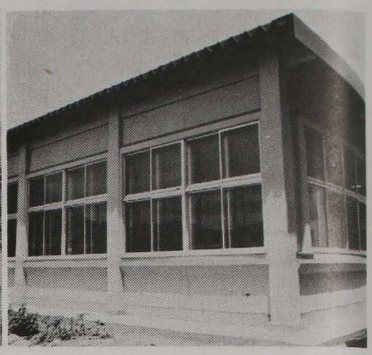

市営住宅下之郷団地（写真．4棟19戸）の建設、自然運動公園のプール建設、道路の新設、改良工事などが進められてきました。

川辺小学校の増改築、別所小学校低学年用プール、第一中学校の音楽室新築（写真）など学校施設の充実が図られました。

債務負担行為

（昭和53年3月31日現在）

債務負担議決額	631,612万円
実負担額	255,043万円

一時借入金

（昭和53年3月31日現在）

借入現在高　160,000万円

内訳
- 一般会計 120,000万円
- 同和会計 20,000万円
- 下水道会計 20,000万円

財産表

（昭和53年3月31日現在）

積立金	五〇、二一五万円
有価証券	二、八七一万円
土地	一、四九六、九四八㎡
建物	二三九、二八八㎡
山林	一六、九一六、一二二㎡
住宅、建敷地	二二〇、九四〇、〇六〇㎡

地方債現在高

（昭和53年3月31日現在）　（単位万円）

区分	一般会計	特別会計	合計
昭和52年9月末現在高	351,192	172,571	523,763
昭和52年10月1日から昭和53年3月末日までの借入額	4,330	0	4,330
昭和52年10月1日から昭和53年3月末日までの償還額	13,867	1,474	15,341
差引現在高	341,655	171,096	512,752

トラブルを防ぐため サラリーローンを考える

最近、市民を対象にした融資で「サラリーローン」「消費者金融」などの言葉をよく耳にします。

この融資の特徴は、身分を証明するもの（健康保険証など）を提示すれば、簡単な手続きで「現金」を借してくれることですが、その反面、返済方法も考えずに安易に借り、高い利子のため返済できず業者とトラブルを起したり、悪質業者の脅迫などで家庭が混乱するなど大きな社会問題にもなっています。

これだけは知っておこう

サラリーローンの注意事項

新聞、テレビなどでサラリーローンの借金に困り、家を売ったり会社をやめたり、夜逃げをするなど善良な市民のみじめさが報道されていますが、利用者は減少するどころか増加しているといわれ、これを反映してか返済方法などの相談も増えています。

サラリーローンを利用する場合は、次の知識を身につけ、みじめな思いをしないようにしましょう。

①サラリーローンの広告は、利用者に誤解を与えるような過当広告も見られます。実際には広告とかなり違う場合もありますので注意しましょう。

②入会金や調査料などを請求する場合もありますが、これらは利息とみなされ、これを含め利息制限法できめられている利息を超える請求はできないことになっています。

③金利や返済期日などを記入しないまま借用契約書を取りかわすと、後で約束と違うということもありますので、約束の事項を記入した「写し」や「控え」をとっておきましょう。

④約束どおり返済できないと借入れまでの甘い言葉と違って、脅迫されたり、暴力を振われることもあるようです。こんなときは、具体的な事実に基づいて裁判所などへ訴えましょう。家財道具などをかってに運びだすことはできません。

⑤息子の借金は、親に支払いの義務があるように考えられていますが、連帯保証人でない限り、支払う責任はありません。

親の借金の場合は、借金も相続されるので時効にならない限り、親が死んだ場合、子供や、配偶者が支払わなければなりません。しかし、親の死後三か月以内であれば、相続の放棄や相続財産の範囲内で相続する手続きがとれます。

⑥利息を支払う場合は、必ずその場で領収書を受けとりましょう。請求しても領収書を出してくれない場合もありますので、金銭

サラリーローンを利用する時は 返済方法など良く考えて

サラリーローンを利用するときは、あらかじめ利息の計算をして「返済金がいくらになるか」「どのような方法で返して行くのか」「自分にその返済能力があるか」などをじゅうぶんに考えてから借りるようにしましょう。

昭和三十九年と四十三年に出された最高裁判所の判決では、借受人に保護の手がさしのべられています。

この判決では「借受人が利息制限法をこえる利息、損害金を任意に支払っていた場合は、その超過分を残りの元金にあてることができるとしたほか、元金が計算上で完済になったときは、その後に返済した利息は返還請求できる」と新しい判断を示しています。

しかし、裁判などに解決を持ちこまないですむよう、利用する場合はじゅうぶん注意し、よく考えてから借りるようにしましょう。

サラリーローンとは

サラリーローンとは、サラリーマン、主婦、学生などを対象に簡単な手続きで十万円程度の小口資金を貸しているものをいいます。

この利用者は、借金の返済や生活資金、遊興費などのために借りる人が多く、借入れる時に利息などの借入れ条件をじゅうぶん考えないで利用している人も多いようです。

気軽にご相談ください

「金融（借入、契約、利息、整理など）」「売買」「取引」「借地」「借家」「自動車事故」「農地」「家庭」「相続」「環境」「行政」などのご相談は、次の市の無料相談をご利用ください。

一般相談＝随時、担当者は市職員

法律相談＝毎月第二、第四金曜日、市内の弁護士が担当。

秘密は厳守されますのでお気軽にご相談ください。

お問合せ＝市民課市民相談室（☎㉒四一〇〇内線二七二）

帳簿などへ記入し、返済の事実をはっきりさせておきましょう。

利息制限法で計算すれば利息

書替えると、利息は雪だるま式に増えますから、一年以内の未払い利息を安易に書替えるのは

利息

に適用される利息でも年二〇％に制限され、これ以上の利息の

息制限法に関する法律（一般に出資法といわれている）にきめ

帳簿などへ記入し、返済の事実をはっきりさせておきましょう。

利息制限法で計算すれば利息が支払い済みのときは、債務不存在の手続きをとって確認を求めることができます。

⑦未払利息を元金に含める証書に書替えると、利息は雪だるま式に増えますから、一年以内の未払い利息を安易に書替えるのはやめましょう。脅迫などにより書替えをさせられた場合は、取り消すことができます。

まちの話題

一億円を寄付された
山浦さんの胸像完成

ブロンズ像と対面する山浦さんご夫妻(手前)と石井市長(後左)、滝沢教育長(後右)

昨年、信濃国分寺史跡公園に建設する「資料館」の建設資金にと若いころから倹約して貯蓄されてきた1億円をご寄付いただいた、山浦国嗣さん(89歳)の胸像が完成、5月27日市長室でブロンズ製の胸像と対面されました。

この胸像は、「山浦さんが丈夫なうちに、お礼を形であらわしたい」との石井市長の考えから、県展で知事賞を受けたこともある、彫刻家の滝沢石市教育長が心をこめて製作しました。この胸像は、「資料館」が完成後、山浦さんの篤をたたえ館内に飾ります。

まちの話題

1300人でにぎわった
第9回歯の健康を守る県民のつどい

6月4日虫歯予防デーの日、市民会館で、第9回歯の健康を守る県民のつどいが開かれ、約1300人の参加者でにぎわいました。

県1位になった竹内さん母子(左)

このつどいでは、歯科医師会の医師の皆さんによる歯の無料検診、歯科衛生士による、歯のみがきかた、虫歯の予防相談などが行われ、ちいさな子供さんをつれたお母さん方で大変なにぎわいでした。午後の大会では、市内中央四丁目の竹内文子さん(29歳)潤ちゃん(3歳)が母と子の良い歯コンクールで県下1位となり、全国コンクール大会に出場します。

まちの話題

慰問袋がとりもち、37年ぶりの対面

5月30日、戦時中の慰問袋に入っていた写真が縁になり、兵庫県豊岡市の中井貫一さん(63歳)、が市内天神1丁目の阿部つたゑさん(55歳)と37年ぶりに初対面されました。

昭和16年に中国の上海警備隊にいた中井さんのところへ、見知らぬ阿部さんの慰問袋が届き、しばらく文通が続きました。その後戦火が激しくなり、家財を戦火で失い文通もとだえたままでしたが、昨年、写真の整理中なつかしい阿部さんの写真をみつけ「この写真にづいぶん勇気づけられた、お礼をいいたい。」と上田市役所へ写真を郵送、市職員がもしやと探し当て、この対面となりました。

話しがはずむ中井さん(左)と阿部さん

まちの話題

利息制限とは

利息制限法では、十万円未満に適用される利息でも年二〇%に制限され、これ以上の利息の請求は民事事件として無効とされています。

また、出資の受入れおよび利息制限法に関する法律(一般に出資法といわれている)にきめられている、年一〇九・五%を超える利息の請求は、刑事事件としても処罰されます。

お知らせ

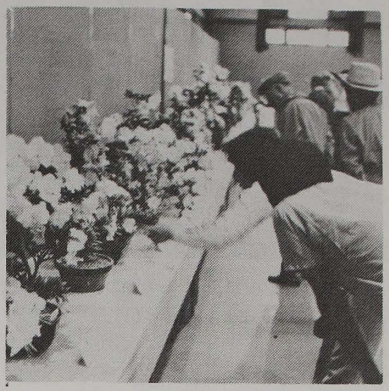

6月8日まで市立総合展示館で行われた第15回さつき展示会に、さつき愛好者のみごとな作品約170点が展示され、おとずれた大勢の市民の賞賛を得ていました。

さあ!! 海で思い切り泳ごう

7月・8月上田市海の家開設

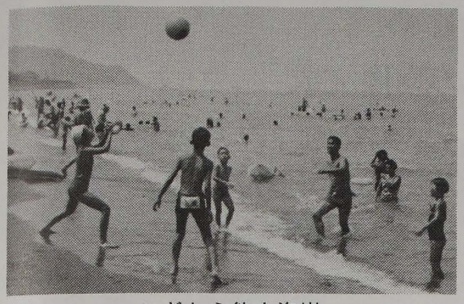

にぎわう能生海岸

市は、市民の皆さんに大変好評の「上田市海の家」を谷浜海岸と能生海岸に開設します。

今年は、七月一日から八月三十一日まで開設しますので、子供さんの夏休みなどにあわせてお気軽にご利用ください。

五月の土石流出により不通となっている国鉄信越線の「妙高高原町駅」と「関山駅」間は、バス連絡がありますので、お出かけのときは、国鉄上田駅案内係へお問合せください。(☎㉒一五七五)

〈申込方法〉

日帰りの場合は、当日でも利用できます。

宿泊の場合は、遅くても一週間ぐらい前までに、直接電話で予約してください。(七月中は、利用者が集中しますので早目に申込んでください)

〈開設場所〉

民宿「飯田屋」‖新潟県上越市大字長浜一三八、北陸線谷浜駅前(☎〇二五五㊻二一〇一)今年新築し環境が良くなりました。

民宿「かなはち」‖新潟県西頸城郡能生町一七区。北陸線能生駅からバスで約五分、能生浜停車場下車(☎〇二五五六⑥二三一六)

〈料金〉

日帰り(食事なし)大人八百円小学生以下六百円。

宿泊(二食付)大人三千円、小学生二千七百円。

〈利用時間〉

日帰り‖午前九時～午後四時。

宿泊‖午後一時～翌日午後四時

〈収容能力〉

飯田屋‖日帰り 七十人。宿泊、五十人。

かなはち‖日帰り 五十人。宿泊四十人。

〈お問合せ〉

市民課生活係(☎㉒四一〇〇内線二七六有線②〇七〇一)

夏です!! 幼児を水難事故から守ろう

暑い日が続く水の季節がやってきました。

毎年、幼児の水難事故が六月頃から増えています。保護者の皆さん幼児の水遊びにはじゅうぶん注意しましょう。

1、庭の池には、サクや網をしましょう。

2、防火用水にも防護策を講じましょう。

3、浴そうも危険です注意しましょう。

乳児 三歳児 検診

七月の乳児、三歳児検診を左表により行います。時間は、いずれも午後一時三十分から二時三十分母子健康手帳をお持ちください。

三歳児検診日程表

会場	上田市健康センター	
地区	新市内	旧市内
対象児	50年6月生	
7月	13日	20日

乳児検診日程表

会場	上田市健康センター						塩田支所二階会議室		川西社会福祉センター
対象児	4か月児		9か月児		1歳半児		4・9か月児	1歳半児	1歳半児
	53年3月生		52年10月生		52年1月生		52年10月生 53年3月生	51年12月生 52年1月生	51年12月生 52年1月生
地区	新市内	旧市内	新市内	旧市内	新市内	旧市内	塩田全区	塩田全区	川西全区
7月	5日	12日	19日	26日	14日	28日	18日	25日	11日

国民健康保険の被保険者証が新しくなります

七月からは新保険者証で受診

七月一日から国民健康保険の、「被保険者証」が新しくなります。

七月一日から診察を受ける人は新しい被保険者証を医療機関の窓口へ提出して受診してください。

この被保険者証の更新は、国民健康保険法施行規則に基づいて行われるもので、国民健康保険被保険者証と遠隔地被扶養者証（㊫・㊕）が新しくなります。

現在、国民健康保険に加入されている皆さんがお持ちの被保険者証などは、六月三十日で無効となりますので、六月二十八日頃までに新しい被保険者証などをお届けします。

ツベルクリン BCG予防接種を実施

市民の皆さんの健康を守るため結核予防法による「ツベルクリン反応検査」と「BCG予防接種」を次により行いますので、対象者は最寄りの会場で受けてください。

〈対象者〉

1、昭和五十二年十月一日から同五十三年三月三十一日までに生まれた人。

2、昭和四十九年八月一日から同五十二年九月三十日までに生まれた人（四歳未満）で未接種の人。

3、四歳未満の人でツベルクリン反応検査で陰性と判定されたがBCG接種を受けていない人。

四歳以上の人は、小学校一年生の時に学校で実施しますのでその時に受けてください。

〈接種方法〉

▽ツベルクリン反応検査△

右手に接種、昨年ツベルクリンを受けた人は左手に接種します。

▽BCG△

今回のツベルクリンの判定結果が陰性の人に接種。

〈ツベルクリン反応検査・BCG接種を受けられない人〉

1、いちじるしい栄養障害者

2、有熱、または重症患者

3、まん延性の皮膚病患者

4、副じん皮質ホルモン剤の使用者

5、結核その他の疾病の予防接種外傷などによるケロイドが認められた人

6、医師に予防接種を受けることが不適当と認められた人

〈その他〉

日本脳炎予防接種を受けた人は二週間経過した日に受けてください。

母子健康手帳をお持ちください。

〈お問合せ〉

保健予防課保健係（☎㉒四一〇〇内線二八九有線②〇七二一）

ツベルクリン・BCG予防接種日程表

会場名	対象地区	ツベルクリン反応検査日	判定BCG接種日
下青木公会堂	神川		
川辺町会館	川辺、泉田	6月27日(火)	6月29日(木)
上野が丘公民館	神科		
北常田公会堂	東部		
上塩尻公会堂	塩尻	6月28日(水)	6月30日(金)
市役所塩田支所	中塩田		
市健康センター	南部、中央・西部		
森公民館	豊殿		
三好町会館	城下	7月4日(火)	7月6日(木)
市役所塩田支所	東塩田、西塩田、別所		
新田区民会館	北部、西部		
川西社会福祉センター	川西	7月5日(水)	7月7日(金)
農協神川支所	神川		

犬はつないで飼いましょう

6月犬害防止月間

犬による危害事故、農作物などへの被害が増えています。この犬害を防止するため六月いっぱい「犬害防止月間」として、野犬の一掃などの運動を実施します。犬を飼っている人は、この月間の趣旨をじゅうぶん理解し、次の事項を守って他人に迷惑をかけないようにしましょう。

1、犬はいつもつないでおきましょう。

2、犬にかまれたり、農作物などに被害を受けたら保健所へ届けましょう。

3、犬をつないでおく場所は、いつも清潔にしておきましょう。

4、春秋の狂犬病予防注射は必ず受けましょう。

犬猫の避妊去勢手術

28日(水)・29日(木) 合同庁舎で実施

保健所、上田市、上小飼犬管理対策協議会、上小獣医師会は、犬害防止対策の一つとして次により「犬と猫」の避妊・去勢手術を行います。

避妊すると雄がこなくなり、去勢すると興奮したり、人をかまなくなります。

と　き＝六月二十八日(水)、二十九日(木)。

ところ＝上田合同庁舎北側

料　金＝一頭につき避妊手術一万円、去勢手術五千円。

申込先＝上田保健所、市役所公害課環境指導係

その他＝手術時間などくわしくは申込者に直接連絡します。

お問合せ＝公害課環境指導係（☎㉒四一〇〇内線二九四有線②〇六七一）

福祉年金受給者の定期預貯金金利据え置き期間延長

金利法の改正により、一般預貯金の金利は下がりましたが、福祉年金を受けている皆さんの定期預金は、特別措置が取られ金利据え置きのまま、取扱い期間も次のように延長されましたので、福祉年金を受けている人で預貯金をされる予定の皆さんは次の期間中に行ってください。

一般金融機関関係＝十一月十五まで。

郵便局関係＝十一月二十日まで

定期預貯金利率＝年六・七五％

預貯金限度額＝百万円まで

口　数＝一人一口

アーチェリーを楽しもう 初心者講習会開く

上田アーチェリー（洋弓）クラブでは、昨年行い好評だった初心者講習会を今年も次により行いますので、希望者は、六月二十三日㈮午後三時までに教育委員会体育課へ申込書と参加料千円を添えて申込んでください。

弓具などは用意しますので初めてのかたも気軽に参加しましょう。

資　格＝中学生以上で年齢性別は問いませんが、三十名になりしだい締切ります。

と　き＝六月二十五日㈰午前十時から（雨天の場合は中止）

ところ＝上田市営陸上競技場

お問合せ＝体育課体育振興係（☎㉒四一〇〇内線五五五）

訂正おわび

六月一日発行の広報うえだ第七六八号、野菜づくりの楽しさ味わうの上室賀地区……は、下室賀地区……の誤りでした。おわびして訂正いたします。

「職業安定所」を名のる 求人広告勧誘には注意しよう

最近「職業安定所」の名をつかって、求人広告の勧誘を行っている業者がありますが、職業安定所では「広告勧誘」や「広告勧誘の許可」などは、いっさいしておりませんので、求人広告を予定している企業の皆さんは、じゅうぶんご注意ください。

この業者の手口は、電話で名をなのり「職業安定所へ求人申込をしていますね、当社は、東北信の職業安定所の了解を得ています。△△新聞へ求人広告を掲載すれば、一件〇万×千円で募集できます」と勧誘してきます。

この電話を受けた企業では、遠方への求人広告の予定がなかったので断りましたが「職業安定所の了解を得て……」の言葉があったため職業安定所に問い合せ、悪質な勧誘であることがわかりました。

また、職業安定所の職員であるかのような言葉で「申込まれている求人がなかなか充足できないので、良い方法がありますからやってみませんか」と勧誘してきましたが、応対した企業がおかしく思い、二、三質問したら電話を切ってしまった。

このように、「職業安定所」の者らしきいい回しや、了解を得ているなど職業安定所がかかわっているような勧誘があっても話しにのらないよう注意してください。

〈上田公共職業安定所〉

出荷額は16.9％の伸び 従業員はわずか0.7％

〈52年度工業統計調査結果〉

五十二年の工業統計調査（十二月三十一日現在）の結果によると、上田市の製造業の事業所は、九百九十二事業所で前年調査（五十一年十二月三十一日現在）の結果と比べ、事業所は同数、従業員数は一万七千百九十九人で、百二十八人、〇・七％増加しています。また、現金給与額は、三百十一億一千八百六十八万円で、二十一億六千七百九十七万円、七・五％の増加、製造出荷額は、一千七百四十八億二千五百八十三万円で、二百五十二億八千七百九十万円、一六・九％増加しました。（この集計結果は、長野県が行ったものです）

	事業所数	従業者数	現金給与額	原材料使用額	製造品出荷額
		人	万円	万円	万円
昭和51年工業調査	992	17,071	2,895,071	8,858,606	14,963,793
昭和52年工業調査	992	17,199	3,111,868	10,132,558	17,492,583
増加数（52—51）	0	128	216,797	1,273,952	2,528,790
増加率（52／51）	100.0％	100,7％	107.5％	114.4％	116.9％